

# 弘前市景観計画に基づく届出の手引き

景観法に基づき策定する良好な景観の形成に関する計画で、景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方針などを定めています。弘前市では平成24年3月に市内全域を対象として景観計画を策定し、弘前ならではの景観をはぐくんでいくための指針としております。

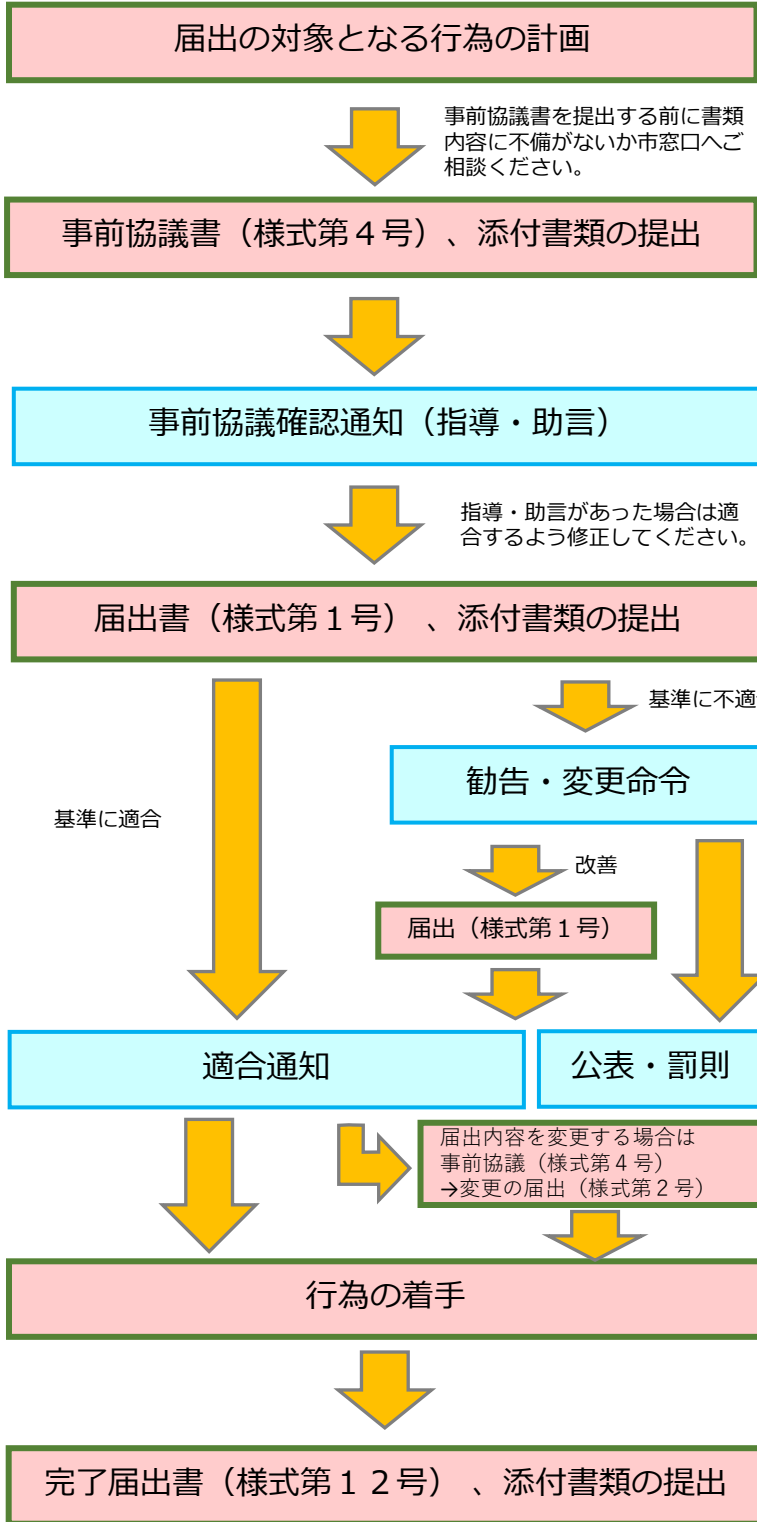
高さや面積など規模が大きい建築物や工作物は、街並みに圧迫感を与え、山並みの眺望を阻害する恐れがあります。

そこで、市内全域で、大規模な建築行為などの際の景観形成基準を定め、市に届出いただくことで緩やかな規制・誘導を図り、調和のとれた景観づくりを進めています。



# 手続きの流れ

届出の流れはつぎのとおりです。



景観法にもとづく届出書の提出前に、景観計画に沿った行為とするための協議を行います。計画が変更可能な時期にご提出ください。

着手予定日の**30日以上前**に必要な書類を添付して提出してください。

景観形成基準に適合しない場合は、基準に適合するよう勧告または変更命令を行う場合があります。

勧告に従わない場合は公表、変更命令に従わない場合は景観法に基づく罰則を科されることがあります。

行為の完了後はすみやかに完了届を提出してください。

## 添付書類

- 事前協議書（様式第4号）  
○届出書（様式第1号） } に添付する書類

行為の種類	添付すべき図書	
	種類 (カッコ内は縮尺)	明示すべき事項
建築物の建築等 工作物の建設等	付近見取図 (250分の1以上)	・方位、道路、目標となる地物および行為の対象となる建築物（工作物）の敷地の位置
	配置図 (100分の1以上)	・縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物（工作物）の位置、行為の対象となる建築物（工作物）と他の建築物（工作物）との別、行為の対象となる建築物の各部分の高さ並びに敷地の接する道路の位置および幅員 ・植栽樹木等の位置、樹種、樹高および本数 ・擁壁、垣、柵、塀等の高さおよび長さ
	2面以上の立面図 (50分の1以上)	・縮尺、開口部の位置および構造、外壁等の仕上げの方法および色彩（着色）
	現況写真	・敷地およびその周辺を2方向以上から撮影したもの（カラー写真）
	その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの
開発行為（土石の採取・鉱物の掘採土地の形質の変更水面の埋立または干拓）	付近見取図 (250分の1以上)	・方位、道路、目標となる地物および行為の対象となる土地の位置および区域
	現況図 (1000分の1以上)	・方位、行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び樹高 ・行為の区域 ・隣接する道路の位置及び幅員 ・縦断面図の方向
	平面図 (1000分の1以上)	・方位、行為地の形状および寸法 ・行為後の地形および地盤高 ・行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類および規模 ・行為後の土地利用計画および緑化計画 ・行為中の遮へい物の位置、種類、構造、および規模
	断面図 (1000分の1以上)	・行為の前後における土地の断面
	現況写真	・敷地およびその周辺を2方向以上から撮影したもの（カラー写真）
	その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの
屋外における物件の 堆積	付近見取図 (250分の1以上)	・方位、道路、目標となる地物および行為の対象となる土地の位置および区域
	配置図 (100分の1以上)	・方位、行為地の形状および寸法、物件の堆積を行う位置 ・遮へい物の位置、種類、構造、色彩および規模（植栽樹木にあっては、その位置、樹種、樹高、および本数） ・隣接する道路の位置および幅員
	現況写真	・敷地およびその周辺を2方向以上から撮影したもの（カラー写真）
	その他	・その他参考となるべき事項を記載したもの

- 完了届出書（様式第12号）に添付する書類

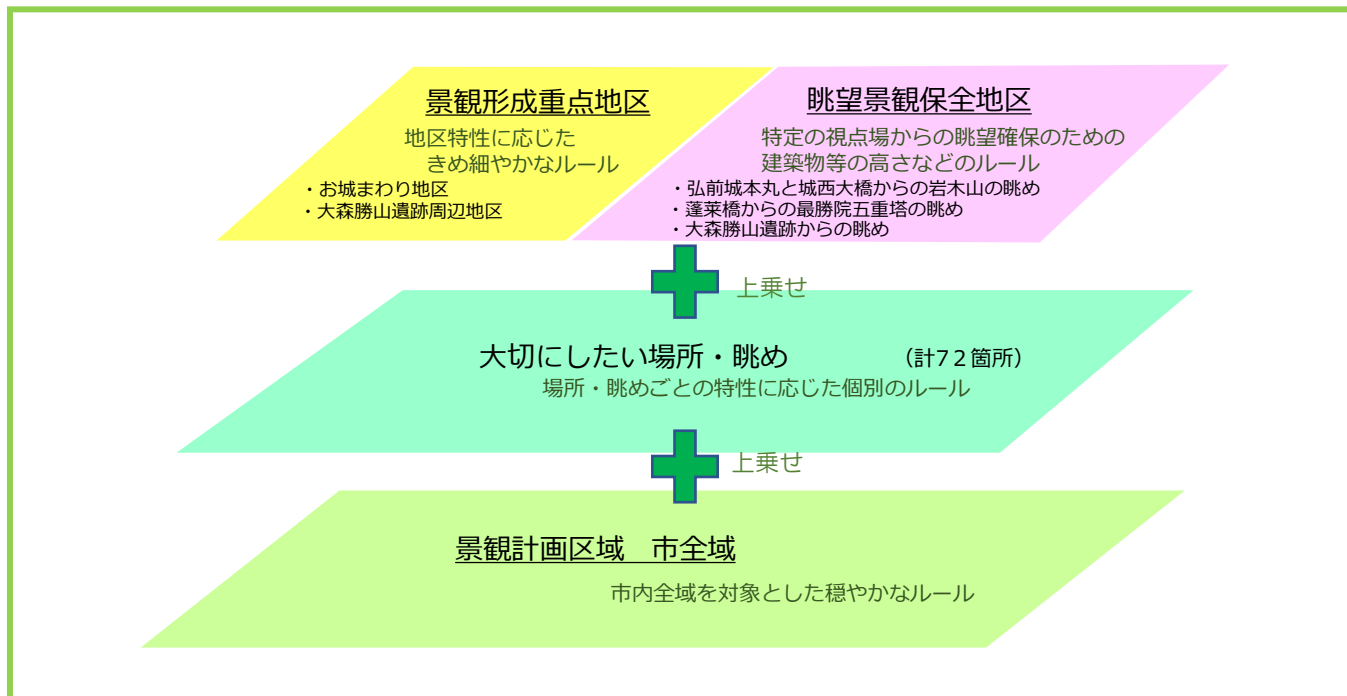
行為の種類	添付すべき図書
全て	・当該届出に係る行為が完了したことを示す写真 ・その他市長が必要と認める図書

# 区域と届出が必要な行為

弘前市は市内全域を対象として景観計画を策定しており、(1)市内全域共通、(2)大切にしたい場所・眺め、(3)景観形成重点地区・眺望景観保全地区の順にルールを上乗せしております。

また、区域及び行為の種別ごとに届出対象となる行為が定められています。(ただし、軽易な行為等(次頁参照)は届出対象から除きます)。

## 景観形成基準の上乗せのイメージ



### 大切にしたい場所・眺め

城下町の街並みや岩木山の眺めなどの弘前ならではの景観を、大切にしたい場所・眺めとして定めています。

大切にしたい場所・眺めは、明確な範囲を定めず、場所・眺めへの影響が大きい大規模行為を広く届出の対象とします。

72箇所が指定されています。

### 景観形成重点地区

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、景観づくりを重点的に進めていく地区です。良好な景観づくりのための景観形成基準をきめ細かに定めます。

「お城まわり地区」と「大森勝山遺跡周辺地区」が指定されています。

### 眺望景観保全地区

弘前ならではの景観を守りはぐくむため、眺めの保全を重点的に進めていく地区です。視点場と眺めを保全する対象を定め、建築物や工作物の高さ制限を行います。

「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺め」、「蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺め」、「大森勝山遺跡からの眺め」が指定されています。

# 届出が不要な行為

次の要件を満たす行為については、届出対象から除外されます。

## 1、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等

(2) 仮設（一定期間の使用の後、撤去されるもの）の工作物の建設等

(3) 次に掲げる木竹の伐採

- ・ 除伐、間伐、整枝その他記竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・ 仮植した木竹の伐採
- ・ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(4) (1)～(3)以外の次の行為

- ・ 法令、又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・ 建築物の存する敷地内で行う行為  
※ただし、次の行為は届出が必要です。
  - ① 建築物の建築等
  - ② 工作物の建設等（当該敷地に存する建築物に附属する物干し場、道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干し場その他の工作物、消火設備を除く）
  - ③ 木竹の伐採
  - ④ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さが1.5mを超える行為
  - ⑤ 特定照明（＝建物・工作物のライトアップ用照明）
- ・ 農業、漁業又は漁業を営むために行う行為  
※ただし、次の行為は届出が必要です。
  - ① 建築物の建築等
  - ② 高さが1.5mを超える貯水槽、飼料タンクその他これらに類する工作物の建設等
  - ③ 用排水施設（幅員が2m以下の用排水路を除く。）又は幅員が2mを超える農道若しくは林道の設置
  - ④ 土地の開墾
  - ⑤ 森林の皆伐
  - ⑥ 水面の埋め立て又は干拓

## 2、非常災害のため必要な応急措置として行う行為

## 3、景観重要建造物について、景観法第二十二条第一項の規定による許可を受けて行う行為

## 4、その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(1) 景観法施行令で定める行為

- ・ 屋外広告物で、弘前市屋外広告物条例の規定に適合するものの表示又は設置

(2) 弘前市景観条例で定める行為

① 他の法令等の規制により許可等を受けて行う次の行為

- ・ 文化財保護法 第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
- ・ 青森県立自然公園条例 第11条第2項の規定による認可及び同条例第21条第3項の規定による許可に係る行為
- ・ 青森県文化財保護条例 第18条第1項又は第42条第1項の規定による許可及び同条例第19条第1項（同条例第43条において準用する場合を含む。）又は第32条第1項の規定による届出に係る行為
- ・ 弘前市文化財保護条例 第21条第1項の規定による許可に係る行為及び同条例第25条の規定による届出に係る同条例第6号の行為
- ・ 弘前市伝統的建造物群保存地区保存条例 第4条第1項の規定による許可に係る行為

② 通常の管理行為や軽易な行為

- ・ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る建築面積が10平方メートル以下のもの ※ただし、新築後、増築後又は改築後において、その建築物の高さが10m（眺望景観保全地区においては8m）を超えることとなる場合は届出が必要。
- ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
- ・ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの
- ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、存続期間が90日を超えないもの
- ・ 道路の維持管理のために行う行為
- ・ 自動販売機の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（次号において「建設等」という。）  
※ただし、景観形成重点地区は届出が必要です。
- ・ 道路から容易に望見されることのない垣、柵、塀その他の囲壁（仮設のものを除く。）で囲まれた敷地内における工作物の建設等
- ・ 堆積期間が90日を超えない物件の堆積
- ・ 外部から見通すことができない場所での物件の堆積
- ・ 地盤面下又は水面下において行う行為
- ・ その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

# 市内全域において届出が必要な行為 (景観形成重点地区・眺望景観保全地区を除く)

※大切にしたい場所・眺めを含みます

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m(建築物に設置する工作物にあつては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあつては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	発電所、変電所その他これらに類するもの	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ20m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<市街化区域> 行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<市街化調整区域・都市計画区域外> 行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000㎡を超えるもの	
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの	

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあつては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

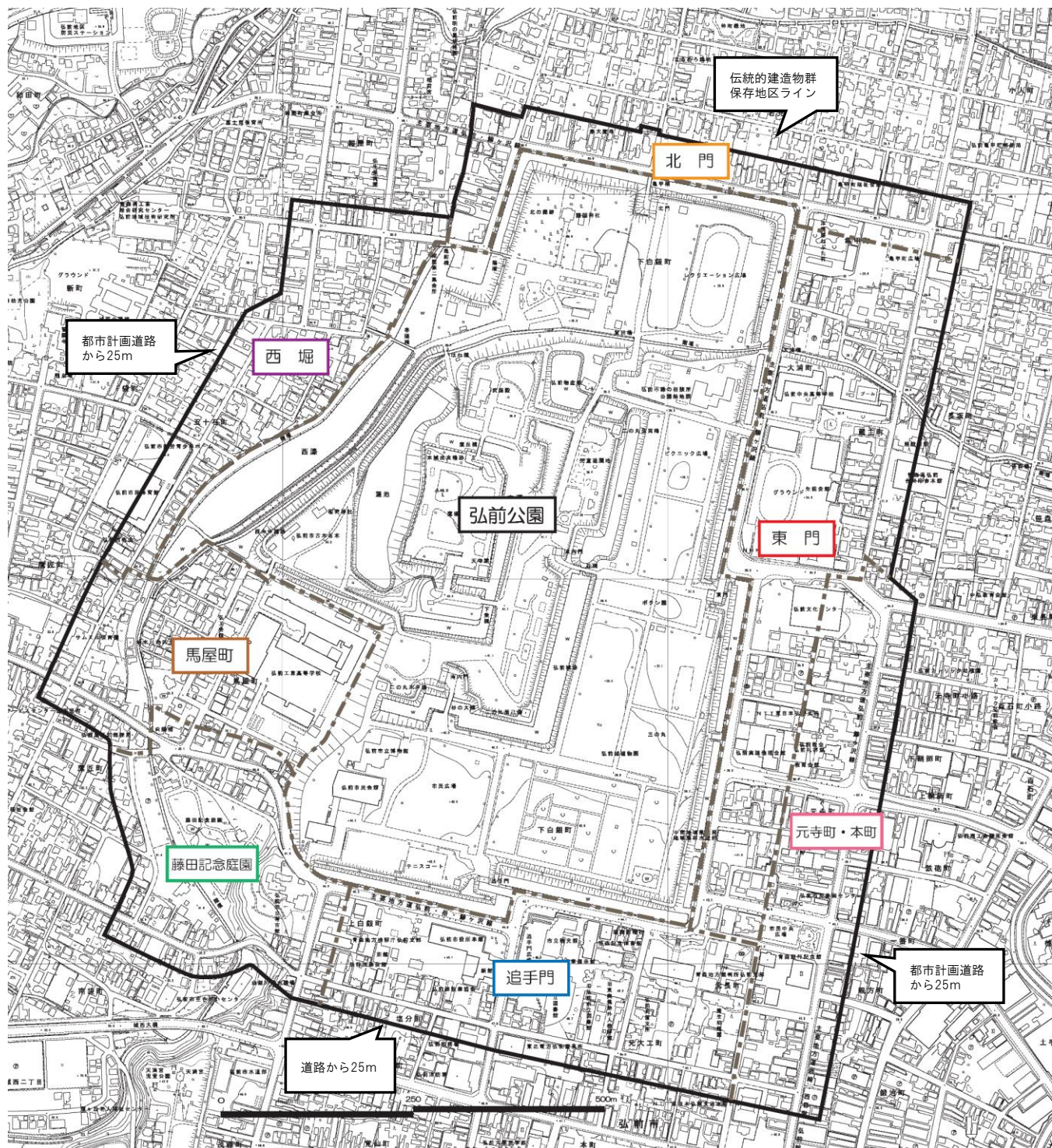


# 景観形成重点地区

## ①お城まわり地区

景観形成重点地区「お城まわり地区」は7つのエリアに分けてルールを設定しています。

### 【位置】



※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。



お城まわり地区において届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		当該行為に係る建築面積10㎡を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積10㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	自動販売機	
	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの

※1 及び ※2 に掲げる行為のうち、

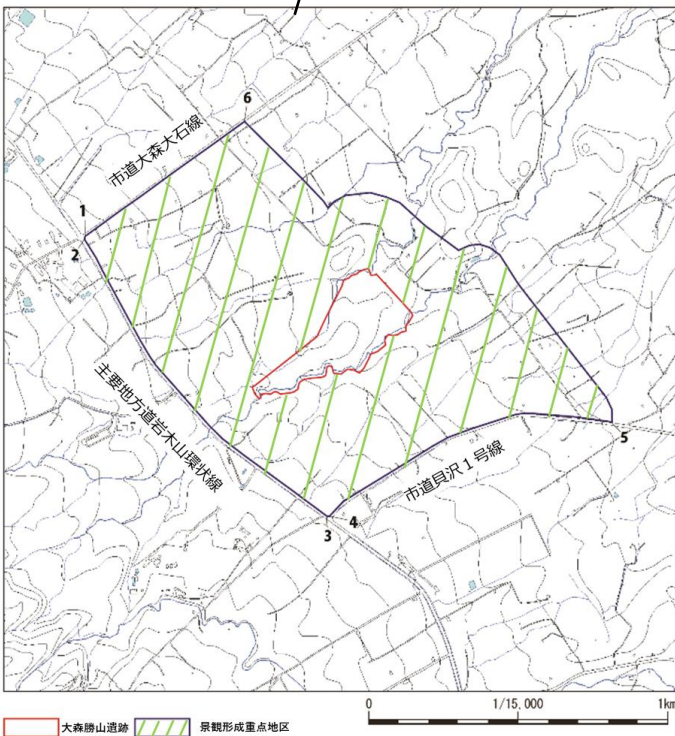
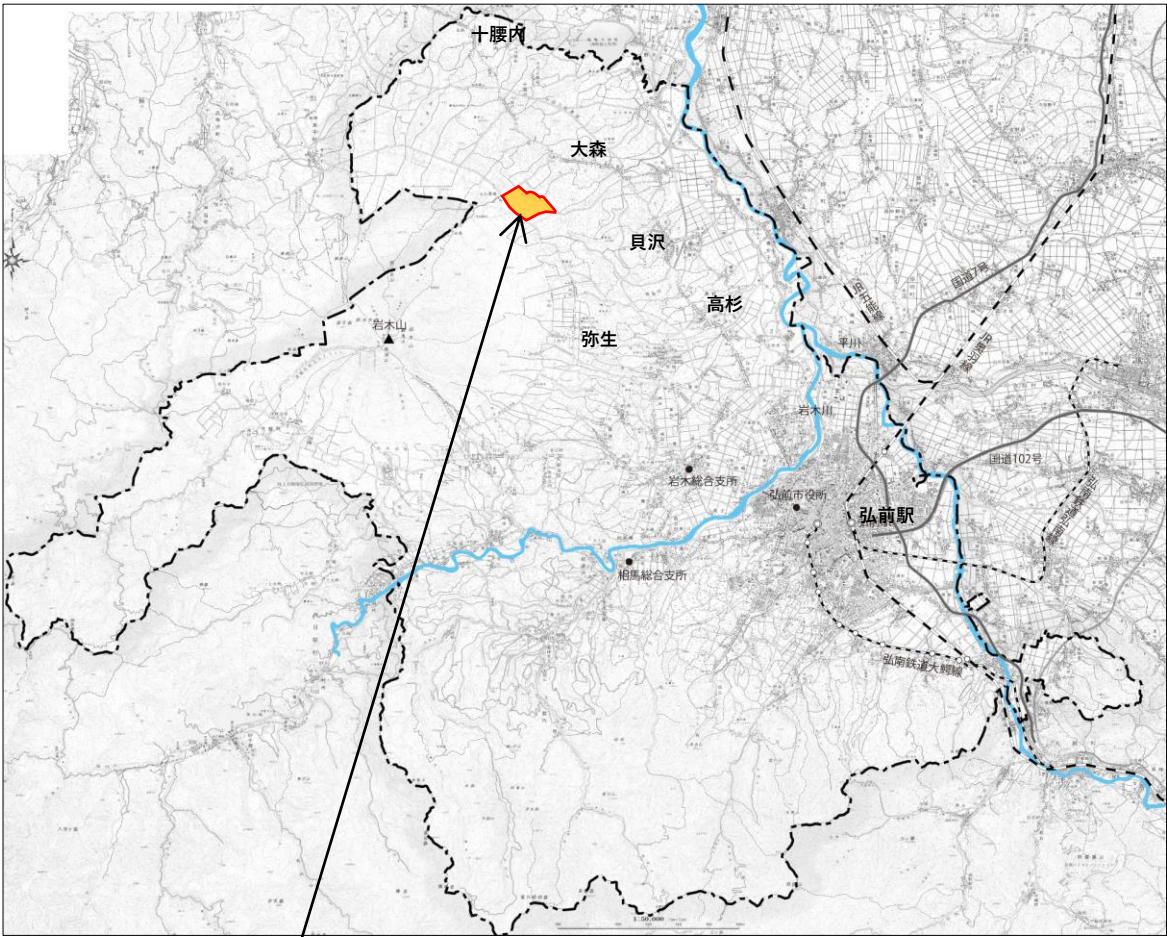
① 増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さをいう。

② 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

# 景観形成重点地区

## ②大森勝山遺跡周辺地区

【広域図】



1-2	主要地方道岩木山環状線と市道大森大石線の交点 道路境界線（東側）
2-3	主要地方道岩木山環状線 道路境界線（東側）
3-4	主要地方道岩木山環状線と市道貝沢1号線の交点 道路境界線（北側）
4-5	市道貝沢1号線 道路境界線（北側）
5-6	遺跡へのアクセス道路（計画中） 境界線から北東へ100m
6-1	市道大森大石線 道路境界線（北側）

※建築物又は工作物が景観形成重点地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて景観形成重点地区内にあるものとみなします。

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		当該行為に係る建築面積10㎡を超えるもの 又は、新築、増築、改築で、高さが10mを超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ1.5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが1.5m、又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積10㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のものは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	自動販売機	
	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの

※1 及び ※2 に掲げる行為のうち、

① 増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さをいう。

② 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

# 眺望景観保全地区

## ①弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区

### <眺望確保範囲>

城西大橋から岩木山を眺めたときに、北端の高長根山と南端の森山に挟まれた範囲で、少なくとも愛宕山（橋雲寺を基準）の眺望を確保するものとします。



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

眺望景観保全地区

弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区において届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ10m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	高さ10m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のもは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ14m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの

1、※1及び※2に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

3、工作物の高さは、工作物が建築物に付設される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

# 眺望景観保全地区

## ②蓬萊橋から最勝院五重塔の眺めを保全する地区

### <眺望確保範囲>

蓬萊橋から五重塔を眺めたときに、五重塔を中心とした半径20mの範囲で、五重塔の最上部の相輪（尖塔）および四重（上から2層目）の壁面までの眺望を確保するものとします。

・蓬萊橋西端から2.5m 地点での見え方



・蓬萊橋西端から6.5m 地点での見え方



・蓬萊橋東端から5.3m 地点での見え方



・蓬萊橋中央（両端から6.5m 地点）での見え方



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。

蓬萊橋から最勝院五重塔の眺めを保全する地区において届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ8m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ8m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のもは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
発電所、変電所その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの

1、※1及び※2 に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

3、工作物の高さは、工作物が建築物に付設される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さをいう。

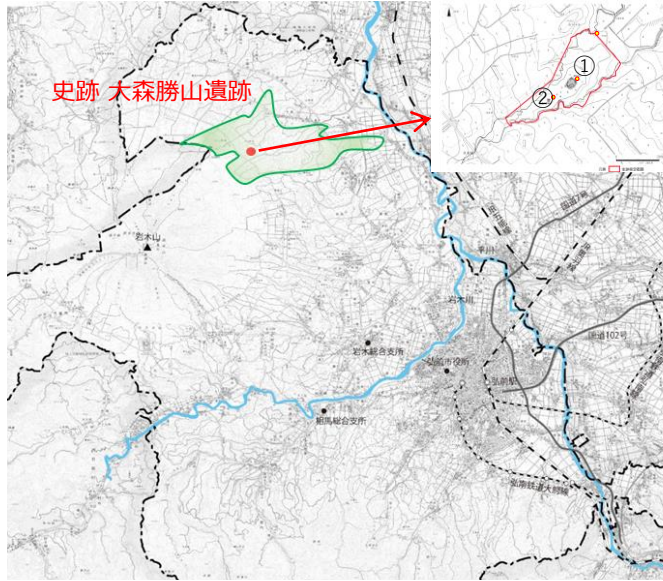
# 眺望景観保全地区

## ③大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区

### <眺望確保範囲>

大森勝山遺跡から周辺360度を眺めたときに、樹木の背景に人工が見えないよう眺望を確保するものとします。

### 【広域図】

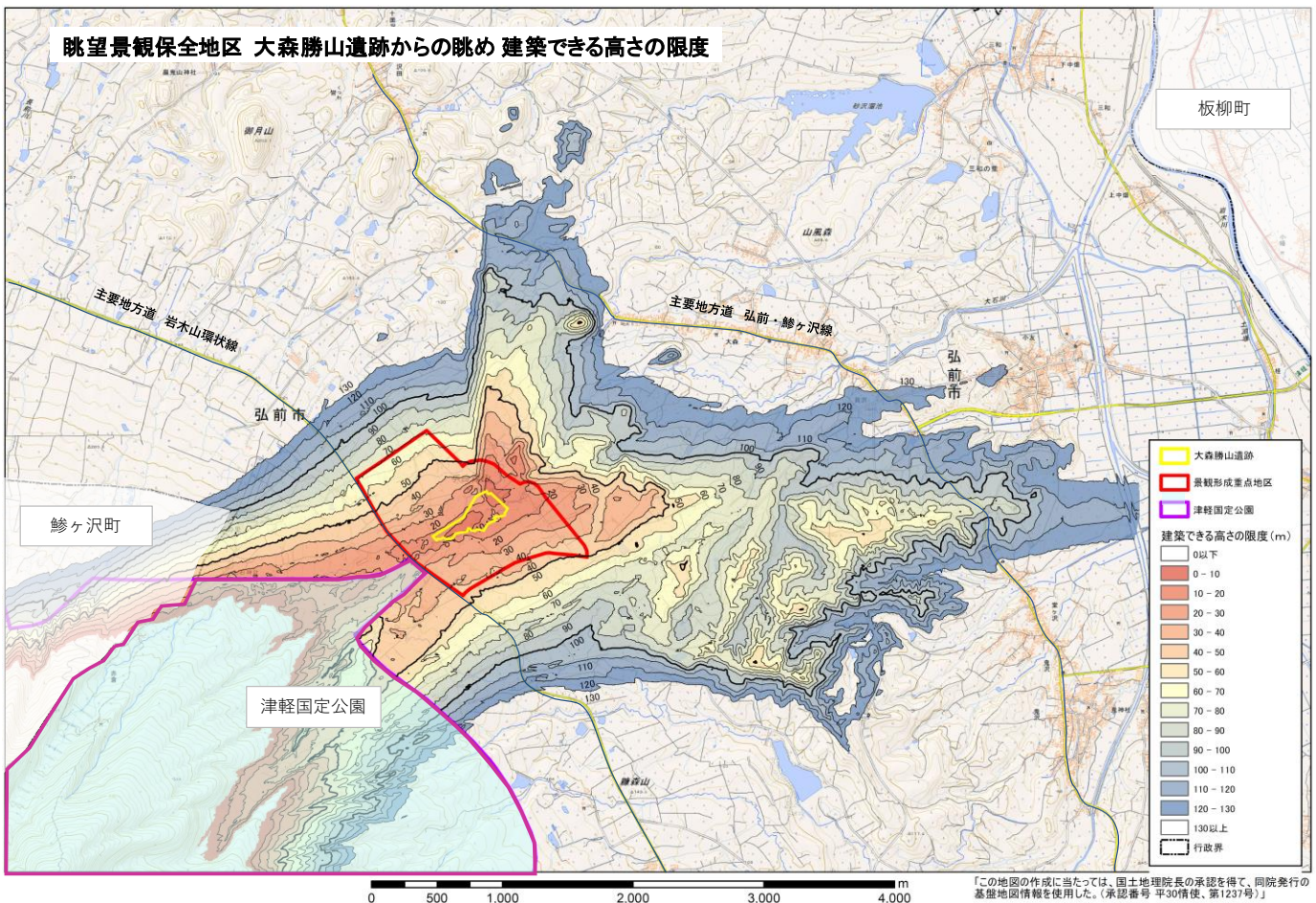


①遺跡内環状列石から南西（岩木山）方向の眺め



②遺跡内穴式建物跡から北東（大森・貝沢）方向の眺め

### 眺望景観保全地区 大森勝山遺跡からの眺め 建築できる高さの限度



※建築物又は工作物が眺望景観保全地区の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物はすべて眺望景観保全地区内にあるものとみなします。



## 大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区において届出が必要な行為

行為の種類		届出が必要な規模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※1)		高さ13m 又は建築面積1,000㎡を超えるもの
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さ5m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが5m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	高さ10m(建築物に設置する工作物にあっては当該工作物の高さが10m又は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13m) 又は築造面積1,000㎡を超えるもの
	石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵又は処理の用に供する施設	
	煙突、排気塔その他これらに類するもの	
	物見塔、電波塔その他これらに類するもの	
	観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの	
	街路灯及び照明灯	
	彫刻、記念碑その他これらに類するもの	
	橋りょうその他これに類するもの	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(架空電線路用のもは除く)	
	アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの	
	汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの	
	発電所、変電所その他これらに類するもの	
架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ20m 又は築造面積1,000㎡を超えるもの	
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		行為によって生じる法面又は擁壁の高さが5m 又は面積3,000㎡を超えるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採		
土地の形質の変更(土地の開墾、開発行為、土石の採取、鉱物の掘採を除く)		
水面の埋立又は干拓		高さ5m 又は面積1,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		

1、※1及び※2 に掲げる行為のうち、

①増築又は改築にあっては、当該増築又は改築後の高さ及び面積をいう。

②外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更の場合は、当該行為に係る部分の面積をいう。

2、建築物の高さは、建築物の塔屋を含む高さをいう。

※景観形成重点地区内の行為については、景観形成重点地区の届出規模が優先します。

# 市内全域の景観形成基準

市全域で行う大規模行為について、行為の種類ごとに、良好な景観の形成のために必要な基準（景観形成基準）を次のとおり定めます。

なお、大切にしたい場所・眺め、景観形成重点地区、眺望景観保全地区では、市全域の景観形成基準にそれぞれの景観形成基準を上乗せします。

行 為	事 項	景観形成基準
建 築 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。</li> <li>・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。</li> <li>・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。</li> <li>・背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、突出感や違和感を与えない形態意匠とすること。</li> <li>・長大な壁面は適度に分節するなど、周辺に圧迫感を与えない形態意匠となるよう努めること。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。</li> <li>・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川、公園等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないように努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外に駐車場を設ける場合は、道路など公共空間から直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。</li> <li>・立体駐車場を設置する場合は、敷地内の建築物と一体的な形態意匠となるよう努めること。また、車が直接見えないように目隠しとなる外壁やルーバー等の設置に努めること。</li> <li>・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮し、生垣や板塀等の設置に努めること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に努めること。</li> </ul>

行 為	事 項	景観形成基準
工 作 物	配置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。</li> <li>・道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。</li> <li>・主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。</li> <li>・周辺の街並みの連続性や背景の山並みと違和感がない高さとすること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。</li> <li>・周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連続性に配慮した形態意匠とすること。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。</li> <li>・歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
開 発 行 為	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないよう努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。</li> <li>・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。</li> <li>・周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めること。</li> </ul>

市内全域の景観形成基準

行 為	事 項	景観形成基準
土石の採取、鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採は整然と行い、緑化や周辺の景観との調和に配慮した塀等による修景に努めること。</li> <li>・現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。</li> <li>・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地は、周辺の植生との調和に配慮した緑化を行うこと。</li> <li>・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。</li> <li>・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。</li> </ul>
土地の形質の変更	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現況の地形をできる限り活かし、長大な のり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。</li> <li>・のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</li> <li>・駐車場を整備する場合は、できる限り出入口を限定するとともに、敷地の外周を周辺の景観との調和に配慮した目隠し修景に努めること。</li> <li>・周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮した修景に努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。</li> <li>・生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等による目隠し修景に努めること。</li> </ul>
水面の埋立又は干拓	形 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・護岸、堤防等は、周辺の景観との調和に配慮した形態、素材等とすること。</li> </ul>
物件の堆積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。</li> <li>・積み上げる際は、高さをできる限り抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう努めること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。</li> <li>・道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。</li> </ul>

# 大切にしたい場所・眺めの景観形成基準

景観形成基準は市全域の景観形成基準に上乘せします。

場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
アップル ロード		・弘前市南西部のりんご生産地域の道路と国道7号を結ぶ約22kmの市道（一部県道）。	・通りの特徴であるりんご園の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、りんご園と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、りんご園との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
仲町伝統的 建造物群 保存地区		・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。 ・地区内には、国指定重要文化財の旧弘前藩諸士住宅や、県指定文化財の旧岩田家住宅、旧伊東家住宅がある。	－  (重要伝統的建造物群保存地区内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)
弘前八幡宮 ～熊野奥照 神社界限		・弘前八幡宮本殿・唐門、熊野奥照神社本殿は重要文化財。	・本殿・唐門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・後背地では、参道から眺める本殿・唐門の背景に見えない高さとする。こと。 ・本殿・唐門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。
誓願寺の参道		・誓願寺山門は重要文化財。	・山門の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、参道に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・後背地では、参道から眺める山門の背景に見えない高さとする。こと。 ・山門の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。
ラベンダー 通り		・北大通り（山道町から国道7号まで続く、約2kmの市道）の中央分離帯にラベンダーが植えられている。	・通りの特徴であるラベンダーの連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、ラベンダーと違和感が生じない色彩とすること。
かくみ小路		・中心商店街土手町と弘前の夜のメインスポット・鍛冶町を結ぶ約100mの小路。 ・太宰治も通ったといわれる喫茶店もある。	・こじんまりとした小路空間をつくるため、通りに面する部分の建築物等の壁面の位置をそろえるよう努めること。 ・通りに面している部分については、にぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。
在府町界限		・藩政時代、武家屋敷街だった街並み。 ・前川國男の作品で国登録有形文化財の木村産業研究所や、市「趣のある建物」の木村家住宅がある。	・通りの特徴である生垣・黒板塀の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。 ・建築物等や屋外広告物は、落ち着いた街並みと違和感が生じない素材・色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した生垣・黒板塀等により目隠し修景を行うこと。

# 大切にしたい場所・眺めの景観形成基準

場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
茂森町の通り		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通りには市「趣のある建物」に指定されている酒舗成豊があるほか、禅林街の門前町として栄えた当時をしのばせる建物が点在している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禅林街の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とすること。</li> <li>・ 門前町としての街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・ 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。</li> </ul>
茂森町の枅形		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国指定史跡長勝寺構内に位置している。</li> <li>・ 枅形付近には、茂森町屯所（市「趣のある建物」）がある。</li> </ul>	<p>—</p> <p>(史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)</p>
地区計画による街並み (安原第二地区)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区計画により、用途や屋根の色彩、壁面の位置等の制限がある。</li> </ul>	<p>—</p> <p>(地区計画区域には、用途、壁面の位置及び屋根・外壁の色彩等の制限が設けられているため、景観計画による、基準は特に設けない。)</p>
禅林街		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禅林街は国指定史跡長勝寺構内に位置している。</li> <li>・ 33の同一宗派(曹洞宗)寺院が同じ場所に集まっている、全国的にも珍しい寺院街。</li> </ul>	<p>—</p> <p>(史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、基準は特に設けない。)</p>
弘前市 齋場周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弘前市齋場は、建築家・前川國男の作品。</li> <li>・ 日本建築家協会25年賞(2009年)を受賞している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 禅林街からの歴史的な街並みの連続性に配慮するとともに、齋場の存在を阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・ 建築物等や屋外広告物は、歴史的な街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。</li> <li>・ 屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
加藤坂		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加藤味噌醤油醸造元は市「趣のある建物」。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加藤味噌醤油醸造元の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・ 坂道景観を特徴づける街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。</li> <li>・ 屋根や壁面等は、加藤味噌醤油醸造元との調和に配慮した色彩とすること。</li> <li>・ 後背地では、坂下から眺める加藤味噌醤油醸造元の背景に見えない高さとする。</li> </ul>

場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
新寺町 寺院街		<ul style="list-style-type: none"> <li>・23ヶ寺のうち、最勝院五重塔は重要文化財、5ヶ寺の本堂等が県指定建造物、2ヶ寺の庭園が県指定名勝。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寺院街の街並みの連続性に配慮し、可能な限り壁面の位置をそろえること。やむを得ず後退する場合は、伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・建築物等や屋外広告物は、寺院街の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。</li> <li>・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、寺院街の街並みとの連続性に配慮した土塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
弘南鉄道 大鰐線と 土淵川		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘南鉄道は地域住民の足として重要な存在。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線の特徴である土淵川、散策路、街並みの連続性に配慮し、線路に接する場合は、可能な限り線路沿いに配置するとともに、建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。</li> <li>・車窓からの見え方に配慮するとともに、土淵川・弘南鉄道からのつながりを著しく分断しない形態意匠とすること。</li> </ul>
弘前れんが倉庫美 術館周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県重宝である昇天教会が近接している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土淵川吉野町緑地から眺める煉瓦倉庫、弘南鉄道、土淵川が調和した景観を阻害しない配置・規模・色彩とすること。</li> <li>・煉瓦倉庫東側の小路に面する場合は、可能な限り後退し、その特徴に配慮した黒板塀や生垣を設置するよう努めること。</li> </ul>
駅前～上土手町遊 歩道		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前駅前・上土手町地区計画の地域内に位置している。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">—</p> <p>(地区計画及びまちづくり協定により、形態・意匠等の基準が適用されているため、景観計画による基準は特に設けない。)</p>
弘前銘醸煉瓦倉庫 周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前銘醸煉瓦倉庫は市「趣のある建物」。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・煉瓦倉庫の存在を阻害しない配置・規模・色彩とすること。</li> <li>・煉瓦倉庫の連続する壁面が特徴的な通りに面する場合は、その連続性に配慮し、道路に面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。</li> </ul>
土淵堰と桜並木、 りんご園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土淵堰は、正保元年(1644)三代藩主信義時代に新開された。</li> <li>・国(農林水産省)による「疎水百選」に選定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水路沿いの特徴である桜並木やりんご園の連続性に配慮し、水路に面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのあるりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。</li> </ul>
国道7号の 桜並木		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。</li> <li>・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。</li> <li>・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
平川に架かる鉄橋 と弘南鉄道大鰐線		<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川、鉄橋、電車が調和し良質な景観を生みだしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄橋(電車)と平川の眺めに配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。</li> <li>・平川に近接する場合は、広がりのある平川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。</li> </ul>

## 大切にしたい場所・眺めの景観形成基準

場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
小沢の蔵通り		<ul style="list-style-type: none"> <li>・南方には久渡寺山があり、周辺には水田やりんご園が広がる農村集落である。</li> <li>・通り沿いには、蔵が多数立ち並んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蔵並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。</li> <li>・通りの特徴のひとつである生垣による緑の連続性に配慮した生垣の設置に努めること。</li> <li>・背景となる山並みの稜線を遮らない規模とし、山並みや蔵と調和する勾配屋根の採用に努めること。</li> <li>・建築物の屋根や外壁は、現存する蔵の土壁や木材に使用されている黒や黄土色を基調とした素材・色彩とするなど、周囲の景観との調和に努めること。</li> </ul>
百沢街道の松並木		<ul style="list-style-type: none"> <li>・百沢街道の松並木は県天然記念物。</li> <li>・一部の区域は県立自然公園内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。</li> <li>・建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。</li> <li>・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
桜林公園周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>・津軽国定公園内に位置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の特徴である桜並木の連続性に配慮し、公園に面する部分から可能な限り後退するとともに、突出感を与えない配置・規模とすること。</li> <li>・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。</li> </ul>
岩木山神社 門前町		<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。</li> <li>・県立自然公園内にある。</li> <li>・神社周辺のお山参詣の休憩所は「ヤド」と呼ばれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山神社の門前町として栄えた歴史性を意識し、街並みの連続性に配慮した配置・規模とするよう努めること。</li> <li>・建築物等や屋外広告物は、岩木山神社の門前町としての街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。</li> <li>・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、街並みの連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
高岡街道の松並木		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高岡街道の松並木は県天然記念物である。</li> <li>・一部の区域は県立自然公園内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りの特徴である松並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。</li> <li>・建築物等の外壁や屋外広告物は、松並木と違和感が生じない色彩とすること。</li> <li>・屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、松並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
高照神社 参道		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高照神社には8棟2基の重要文化財、2棟の市指定文化財建造物がある。</li> <li>・区域の一部は県立自然公園内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参道の街並みの連続性に配慮し、通りから可能な限り後退するなど、鳥居の存在を阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・参道の街並みの連続性に配慮した生垣や塀の設置に努めること。</li> <li>・建築物等や屋外広告物は、高照神社参道の街並みと違和感が生じない落ち着いた素材・色彩とすること。</li> </ul>



場 所	イメージ（写真）	区域の特徴	景観形成基準
岩木山麓の桜並木		<ul style="list-style-type: none"> <li>一部の区域は県立自然公園園内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りの特徴である桜並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。</li> <li>建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。</li> <li>屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
相馬のルピナスとカツラ並木		<ul style="list-style-type: none"> <li>国（環境省）が設定した東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通りの特徴であるカツラ並木の連続性に配慮し、通りに面する部分から可能な限り後退した配置・規模とすること。</li> <li>建築物等の外壁や屋外広告物は、カツラ並木と違和感が生じない色彩とすること。</li> <li>屋外に駐車場を設ける場合は、出入口を限定し、通りから直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、カツラ並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。</li> </ul>
史跡大森勝山遺跡周辺		<ul style="list-style-type: none"> <li>大森勝山遺跡は縄文時代晩期の環状列石を有する国指定史跡である。</li> <li>遺跡からの岩木山及び周辺の眺望景観は、人工物がなく、縄文時代を彷彿とさせる景観が維持されている。</li> <li>「史跡大森勝山遺跡保存管理計画」において、史跡周辺に緩衝地帯が定められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。</li> <li>緩衝地帯及び緩衝地帯周辺の道路沿いでは史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。</li> <li>岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする。</li> <li>史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。（史跡内は現状変更に対する強い規制がかけられているため、特に基準は設けない。）</li> </ul>

# 大切にしたい場所・眺めの景観形成基準

眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	仲町伝統的建造物群保存地区		・国選定の重要伝統的建造物群保存地区。	・仲町伝統的建造物群保存地区の後背地では、岩木山と生垣・黒板塀の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	亀甲町・ねぶた村前		・前景の弘前公園は国指定史跡。 ・ねぶた村には市指定文化財と国登録名勝がある。 ・近隣に市「趣のある建物」の川崎染工場がある。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑(桜)の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・ねぶた村前から眺める桜並木の背景に見えない高さとする。
	新坂		・新坂は、弘前公園と藤田記念庭園に挟まれた坂で、観光客も多く訪れる。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。
	藤田記念庭園		・藤田記念庭園内の4棟の建物は国登録有形文化財。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	新町坂		・新町坂のサイカチの木は市指定保存樹木。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・藤田記念庭園の緑との調和に配慮した色彩とすること。
	追手門広場		・前景の弘前公園は国指定史跡。	・景観形成重点地区の後背地では、岩木山と弘前公園外堀の緑(桜)の眺めを阻害しない配置・規模とすること。
	仏舍利塔		・仏舍利塔が位置する長勝寺構は国指定史跡。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。
	和徳十文字		・岩木山が大きく見えるスポット。 ・藩政時代は、和徳方面からの、城下町への入口であった。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木山の眺めを強調する街並みの連続性に配慮し、通りに面する部分の建築物等の高さや壁面の位置をそろえるよう努めること。

町区 区分	場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩 木 山 の 眺 め	茜橋		・茜橋は、合併前の旧弘前市（樋の口）と旧岩木町（真土）を結ぶ橋。平成14年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	岩木橋		・岩木橋は、合併前の旧弘前市（駒越町）と旧岩木町（駒越）を結ぶ橋。明治22年に開通した。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	富士見橋		・富士見橋は、紺屋町と浜の町を結ぶ橋。藩政時代は参勤交代の経路にもなっていた。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・岩木川に近接する場合は、広がりのある岩木川の眺めに配慮し、河川敷など自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	城北大橋		・城北大橋は、清野袋と藤野を結ぶ橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・前景に広がる街並みの連続性に配慮し、突出感を与えない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	清瀬橋		・清瀬橋は、船水と町田を結び、平成17年に開通した橋。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	国道7号桜並木		・青森方面からの玄関口である津賀野から神田にかけての約2kmの区間に、桜約380本が植樹されている。	・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・建築物等の外壁や屋外広告物は、桜並木と違和感が生じない色彩とすること。 ・屋外に駐車場を設ける場合は、出入り口を限定し、直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、桜並木との調和や連続性に配慮した塀等により目隠し修景を行うこと。
	国道7号 大鰐弘前IC 付近		・秋田方面からの玄関口である東北自動車道大鰐弘前インターチェンジ付近。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	石川大仏公園		・戦国時代・南部高信の居城・大仏ヶ鼻城の跡地。 ・春には桜、初夏にはアジサイを楽しむことができる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのあるりんご園や緑の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

# 大切にしたい場所・眺めの景観形成基準

眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	狼森・陸羯南詩碑		・明治時代に活躍した弘前出身のジャーナリスト・陸羯南の碑で、羯南の名詩「名山名士を出づ…」(名山は岩木山のこと)が彫られている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	墓地公園前		・岩木山や水田、りんご園が一望できる小高い丘がある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	りんご公園すり鉢山展望台		・すり鉢山は、藩政時代に鉄砲、大砲の練習的のために築いた人工の山。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、周辺に溶け込む色彩とすること。
	竜ノ口の水田と逆さ岩木		・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田とりんご園の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。
	石渡の水田		・岩木川の西岸で、一面に水田が広がる。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田や緑、集落の眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	愛宕山		・愛宕山には、津軽歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。 ・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。
	砂沢溜池		・砂沢溜池は、渡り鳥の飛来地として知られる農業用溜池で、鳥獣保護区にもなっている。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある溜池の眺めに配慮し、自然の緑に溶け込む色彩とすること。
	独狐の森公園		・独狐の森公園は、縄文・平安時代の遺跡である松笠森遺跡の中にある。	・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。 ・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。

眺望区分	場 所	イメージ (写真)	区域の特徴	景観形成基準
岩木山の眺め	宮地造坂		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県のふるさと眺望点に選定されている。</li> <li>・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・岩木山の眺めや、お山参詣（白装束、黄金色の御幣）との調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
	三本柳・アップルロード		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのあるりんご園と水田の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。</li> </ul>
	岩木山神社		<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山神社には6棟の重要文化財の建造物がある。</li> <li>・県立自然公園内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山と鳥居の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・岩木山神社の歴史性に配慮した落ち着いた色彩とすること。</li> </ul>
	桜林公園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜林公園は、津軽国定公園内に位置している。</li> <li>・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのある桜など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。</li> </ul>
	岩木山総合公園 ・石坂洋次郎文学碑		<ul style="list-style-type: none"> <li>・石坂作品に数多く登場した岩木山の麓で、青い山脈が一望できる場所。</li> <li>・岩木山総合公園からの眺めは、旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山と桜並木の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・桜並木や岩木山など自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。</li> </ul>
	嶽高原		<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのある自然の眺めに配慮し、自然に溶け込む色彩とすること。</li> </ul>
	常盤野農村公園の ミスバショウ沼		<ul style="list-style-type: none"> <li>・津軽国定公園内に位置している。</li> <li>・旧岩木町により指定された、岩木十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山とミスバショウ沼の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのある自然の眺めに配慮し、違和感のない色彩とすること。</li> </ul>
	ロマントピア そうま		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県のふるさと眺望点に選定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。</li> </ul>
羽根山 農村公園		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国（環境省）が定めた東北自然歩道「新・奥の細道」のコース上に位置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>・広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、田園に溶け込む色彩とすること。</li> </ul>	

# 大切にしたい場所・眺めの景観形成基準

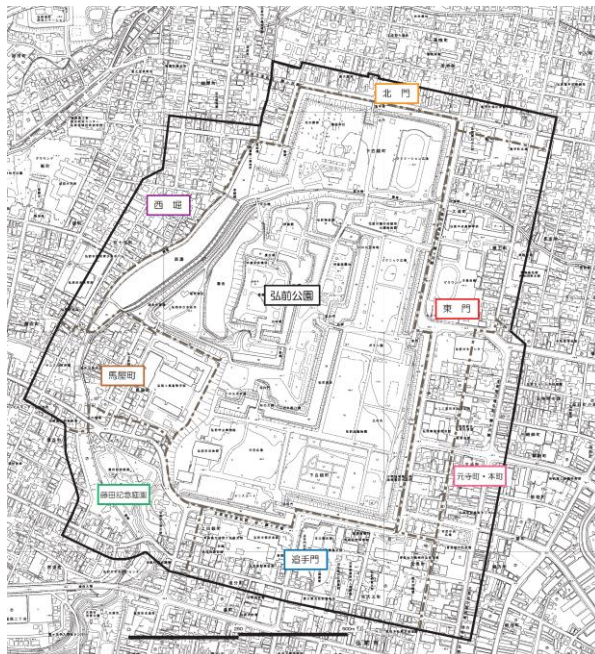
眺望区分	場所	イメージ(写真)	区域の特徴	景観形成基準
五重塔の眺め	鍛冶町		<ul style="list-style-type: none"> <li>鍛冶町は弘前の夜の繁華街。</li> <li>通りのつきあたりに五重塔が見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>繁華街のにぎわいを創出するような意匠・色彩となるよう工夫すること。</li> </ul>
	土淵川 吉野町緑地		<ul style="list-style-type: none"> <li>弘前れんが倉庫美術館が隣接している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努めること。</li> </ul>
	辻坂上		<ul style="list-style-type: none"> <li>前景となる土塁は国指定史跡新寺構内にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>五重塔の眺めを阻害しない配置・規模とすること。</li> <li>新寺構の土塁との連続性に配慮した高さとなるよう努めること。</li> <li>屋根は、勾配屋根を用いるなど、五重塔と調和する形状とし、彩度を抑えるなど落ち着いた色彩となるよう努めること。</li> </ul>
山並みの眺め	豊田陸橋		<ul style="list-style-type: none"> <li>東方に八甲田山、南方に大鰐山地がづらなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地を取り囲む山並みの稜線を遮らない高さとする。</li> <li>山並みとの調和に配慮した色彩とすること。</li> </ul>
市街地の眺め	陸上自衛隊 弘前駐屯地		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地を一望でき、夜景も美しい場所。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。</li> <li>背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。</li> </ul>
	久渡寺		<ul style="list-style-type: none"> <li>久渡寺は、津軽を代表する民間信仰神・オシラサマ(国無形民俗文化財)の寺として知られ、藩政時代は、弘前藩の祈願所であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広がりのある水田、りんご園や集落を見下ろす眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。</li> <li>背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。</li> </ul>
	弥生 (いこいの広場前)		<ul style="list-style-type: none"> <li>昼間の眺望のほか、夜景も美しい場所である。</li> <li>オートキャンプ場やピクニック広場などがあり、市民に親しまれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮した規模とすること。</li> <li>背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。</li> </ul>
	愛宕山		<ul style="list-style-type: none"> <li>愛宕山には弘前歴代藩公祈願所だった愛宕山橋雲寺がある。</li> <li>昭和3年に当時の新聞社が選定した津軽十景のひとつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広がりのあるりんご園や水田、市街地から背景の山並みまでの奥行きのある眺めに配慮し、突出感を与えない規模・色彩とすること。</li> <li>背景の山並みの稜線を遮らない高さとする。</li> </ul>
その他	亀紺橋 から見る 弘前公園西濠		<ul style="list-style-type: none"> <li>亀紺橋は、弘前公園の北西にあり、市「趣のある建物」である旧紺屋町屯所も隣接している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成重点地区の後背地では、亀紺橋から眺める桜並木の背景に見えない高さとする。</li> </ul>

# 景観形成重点地区の景観形成基準

景観形成基準は市全域の景観形成基準に上乘せします。

## 景観形成重点地区「お城まわり地区」の景観形成基準

景観形成重点地区お城周り地区は、地区内の特性に応じて7つのエリアに分け、それぞれに良好な景観づくりのための景観形成基準を定めます。



### a) 追手門エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外堀に面する場合は、外堀と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。</li> <li>・追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。</li> <li>・追手門広場からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着いたきと風格のある形態及び意匠とすること。</li> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いたき感の素材の採用に努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いたきのある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。</li> <li>・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。</li> <li>・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いたきのある色彩とすること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。</li> </ul>	

b) 元寺町・本町エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配置	・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	・東門エリアとのつながりや、古今・和洋の建築物との調和に配慮した高さとなるよう努めること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。
	形態意匠	・古今・和洋の要素が混在している通り景観の魅力を高めるため、通りからの見え方を意識した形態意匠とすること。 ・優れた景観資源と融合するデザイン性の高い先導的な形態意匠となるよう努めること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
		色彩
	屋外設備等	・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とするよう努めること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。

c) 東門エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配置	・外堀に面する場合は、外堀と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。
	規模	・外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。 ・周囲の建築物との調和に配慮し、街並みから突出した高さとならないこと。 ・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。
	形態意匠	・隣接する商業地や住宅地の街並みとの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。 ・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。
		色彩
	屋外設備等	・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。
	その他	・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。 ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。



#### d) 北門エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こみせのある街並みに配慮し、建築物の壁面の位置をそろえるよう努めること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。</li> <li>・ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外堀の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。</li> <li>・ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする。</li> <li>・こみせのある街並みに配慮し、道路に面する部分の高さをそろえるよう努めること。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接する伝建地区の歴史的風致に配慮し、伝統的な形態及び意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着きと風格のある形態及び意匠とすること。</li> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着きの感じられる素材の採用に努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。</li> <li>・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。</li> <li>・屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。</li> </ul>

e) 西堀エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置とすること。</li> <li>・弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑（桜）との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。</li> <li>・春陽橋からの西堀の眺めを阻害しない高さとする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いたきと風格のある形態及び意匠とすること。</li> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いたき感の素材の採用に努めること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いたきのある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。</li> <li>・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。</li> <li>・屋根は、黒・茶などの落ち着いたき色彩とすること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。</li> </ul>

f) 馬屋町エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置とすること。</li> <li>・弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑（桜）との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。</li> </ul>
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園の緑（桜）との調和に配慮した高さとする。公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。</li> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。</li> </ul>
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。</li> <li>・複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。</li> <li>・屋根は、黒・茶などの落ち着いた色彩とすること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。</li> </ul>
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。</li> </ul>
	そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。</li> </ul>

景観形成重点地区「お城まわり地区」の景観形成基準

g) 藤田記念庭園エリアの景観形成基準

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園と藤田記念庭園の緑のつながりに配慮した位置とすること。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。</li> <li>・新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮した位置とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前公園と藤田記念庭園の緑とのつながりを著しく遮らない高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。</li> <li>・文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。</li> <li>・新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮し、建築物等の高さをそろえるよう努めること。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。</li> <li>・弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。</li> </ul>
		色彩
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や外堀等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。</li> <li>・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。</li> </ul>

景観形成重点地区「大森勝山遺跡周辺地区」の景観形成基準

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯では史跡の存在に配慮し、史跡に面する部分からできる限り後退するとともに、史跡から直接見えない配置・規模とすること。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする。</li> </ul>
	形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩衝地帯では史跡の存在に配慮した素材・色彩とすること。</li> </ul>
色彩		
開発行為・土地の形質の変更	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡の良好な景観を形成する史跡周辺の樹木は、保存に努めること。</li> </ul>

# 眺望景観保全地区の景観形成基準

景観形成基準は市全域の景観形成基準に上乘せします。

## 眺望景観保全地区「弘前城本丸と城西大橋からの岩木山の眺めを保全する地区」の景観形成基準

建築物	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・弘前城本丸から眺めたときに岩木山のすそ野までの眺望が確保できる、標高80m以上が隠れない高さとする事。(※)</li> <li>・弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない規模とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮し、弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。</li> </ul>

※計画地での建築物等の高さ制限が10m以下となる場合（架空電線用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものは14m以下となる場合）は除く。

## 眺望景観保全地区「蓬莱橋からの最勝院五重塔の眺めを保全する地区」の景観形成基準

建築物	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蓬莱橋から眺めたときに上から2層目の壁面までの五重塔の眺望が確保できる高さとする事。</li> <li>・蓬莱橋から五重塔の眺めに違和感を与えない規模とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の街並みとの調和に配慮し、蓬莱橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。</li> </ul>

## 眺望景観保全地区「大森勝山遺跡からの眺めを保全する地区」の景観形成基準

建築物・工作物	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩木山を始めとした史跡からの周辺の眺めに配慮し、史跡を取り囲む樹木の背景に見えない高さとする事。</li> </ul>
	規模	

弘前市 都市整備部 都市計画課 景観係

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1 / 電話：0172-34-3219(直通) / メール：toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp